

(別添)

R C C企業再生スキーム

平成 16 年 2 月 16 日制定

平成 17 年 7 月 25 日改定

株式会社 整理回収機構

はじめに

株式会社整理回収機構(以下、「RCC」という。)は、旧住専債権の整理回収のために特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号)上の「債権処理会社」として設立された株式会社住宅金融債権管理機構と破綻金融機関の不良債権等の処理のために預金保険法(昭和46年法律第34号)上の「協定銀行」として設立された株式会社整理回収銀行が、平成11年4月1日に合併して誕生した商法上の株式会社であり、その株式は、預金保険機構がすべて保有している。

したがって、RCCは、商法上の株式会社ではあるが、基本的に法律に基づく業務を処理するために設立された公的使命を帯びた会社である。

その後、RCCの業務としては、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)(以下、「金融再生法」という。)第53条により、預金保険機構の委託による健全金融機関の不良債権処理の一層の推進のための健全金融機関からの不良債権の買取業務が付け加えられた。

その後、平成13年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」において、「、、、緊急経済対策に沿って不良債権の最終処理を確実に実現するため、RCCの機能を抜本的に拡充することとする。その上で、目標期間である2～3年以内に主要行が最終処理を行うことが困難な不良債権については、RCCに譲渡等するよう要請する。具体的には、まず、今国会で金融再生法が改正され、RCCによる資産買取りが3年間延長されたが、さらに、RCCに信託兼営を認め、信託方式による不良債権の引受けも可能とする等、RCCが幅広く金融機関の不良債権の引受けを行い得るよう、所要の措置を講ずる。また、RCCは、受け入れた債権について、債務者企業の再建可能性に応じ、厳正な回収に努める一方、再建すべき企業と認められる企業については、法的・私的再建手続等を活用し、その再生を図る。このため、例えば、企業再構築を図る組織の新設等、RCCの機能・組織の拡充を図る。、、、」とされ、RCCにおいて企業再生を推進することが政府から公式に要請された。

更に、同年秋に開会された臨時国会で金融再生法が通常国会に引き続き改正され、健全金融機関からの預金保険機構・RCCによる不良債権の買取価格を時価とするとともに、特定整理回収協定に定める事項として、「、、、その際、特定協定銀行(RCC)は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努める、、、」旨の規定が置かれ、RCCの業務として企業再生に関わる業務が法律上規定された(平成14年1月11日施行)。

また、平成13年10月26日の経済対策閣僚会議において「改革先行プログラム(最終と

りまとめ)が決定され、その中で、「、、、本年11月1日にRCCに企業再生本部を設置し、再生の可能性のある債務者の速やかな再生に努めるなど、企業再建に積極的に取り組む。、、、」とされ、同プログラムを受けて、RCCにおける企業再生に取り組む組織として企業再生本部(本部長 社長兼任)がRCCに設置された。

更に、平成14年10月30日に金融庁から発表された「金融再生プログラム」において、「RCCの一層の活用と企業再生」が謳われ、「、、、企業再生機能を強化するため、RCC内における企業再生部門の強化等を検討する。そのための人員確保や政策投資銀行、国際協力銀行などを活用した企業再生ファンドの拡充、企業再生のノウハウを有する商工中金等との連携強化などについては、積極的に対応する、、、」とされた。

平成15年3月28日には、金融庁から、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム ―中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保―」が発表され、その中で、中小・地域金融機関に対し、企業再生に関し、RCCを活用するように、「、、、中小企業の再生を支援するため、各金融機関に対し、「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を積極的に活用するよう要請する。なお、当該スキーム等の活用については、2.(3)の健全債権化に向けた取組みの一環として取扱うものとする。、、、」との方針が示された。

以上のように、RCCにおける企業再生は、法律又は政府の政策に沿って行われているものであり、その状況については、金融庁及び預金保険機構に適宜報告しているところである。

本「RCC企業再生スキーム」は、RCCが、現在行っている企業再生の対象、手続、再生計画の要件等を取りまとめてRCCとして決定(取締役会決定)し、公表したものであり、RCCが今後行う企業再生も、「RCC企業再生スキーム」にしたがって行われることとなる。

なお、平成17年度税制改正において、一定の要件を満たす私的整理に係る再生計画により債務免除を受ける場合には、債務者の有する一定の資産についての評価損及び評価益の計上、並びに青色欠損金等以外の欠損金を優先して損金に算入する税制措置が新たに講じられたことに鑑み、この一定要件を満たす手続き並びに評価基準を「RCC企業再生スキーム」に追加した。

1. 対象となる私的再生

- (1) 「RCC企業再生スキーム」の対象となる「私的再生」は、RCCが主要債権者(再生対象債務者に対する金融機関債権者のうち、相対的に上位のシェアを有すると認められる者)である再生可能な債務者について、会社更生法や民事再生法などの法的再生手法によらず、金融債権者間の合意の下で事業の再生を行わせることにより事業収益から最大限の回収を図ることを意図して行われるものであり、すべての「私的再生」を対象としない限定的なものである。
- (2) このように、「RCC企業再生スキーム」にしたがって行われる「私的再生」は、債権者の立場にたって行われるものであるため、事業を清算した場合の回収額よりも当該事業を再生継続させた場合の回収額が債権者にとって上回ると見込まれる場合にのみ、すなわち債権者にとって経済合理性が認められる場合にのみ行われるものである。
- (3) もちろん、このような「私的再生」を行うには、当該債務者自身の再生への意欲、自助努力が前提であり、また、債権者に債務の猶予や減免を求めるものである以上、経営責任及び株主責任の明確化が求められることはいうまでもないことである。

2. 「RCC企業再生スキーム」の性格

- (1) 「RCC企業再生スキーム」は、平成13年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」や平成14年10月30日に金融庁から発表された「金融再生プログラム」等の累次の政府の経済財政金融対策、さらには、金融再生法により、RCCにおいて企業再生に積極的に取り組むべきことが定められたことに伴い、公的な使命を担う機関として、RCCが債権者として取り組む債務処理としての企業再生案件の手續や依拠すべき基準等の準則をRCCとして定めたもの(今後、RCCの本文書以外の文書においては「RCC企業再生スキームI」と略称する。)である。
- (2) 「私的再生」の性格上、債権者と債務者が共有した情報については、相互に厳正な守秘義務を負うものであるが、同時に、「私的再生」の過程における公正性、客観性、更には、関係者間の透明性、衡平性を確保するために、「RCC企業再生スキーム」を定めるものである。

3. 対象債務者となり得る企業

次のすべての要件を備える企業であれば対象債務者になり得る。

- (1) 過剰債務を主因として事業の継続が困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であると認められること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況を債権者に適正に開示していること。企業再生

を行うのは、あくまでも債権者の利益を最大限確保するためであり、債務者が弁済に誠意がなく、財産状況も適正に開示していないようでは、債務者を信頼できず、債務者と当該事業や債務の再構築についてそもそも協議を進めることができないのである。

- (3) 債務者の再生の対象となる事業自体に市場での継続価値があること。そもそも事業自体が、従業員や取引先の協力やリストラ等を見込んだ上で採算性がとれるようなものでなければ、いくら債務免除等を含む債務の再構築を行っても事業を継続していくことは不可能なので、企業再生を行うことは困難である。
- (4) 債務者の事業の再生を行うことが、債権者としての経済合理性に合致していること。
会社である債権者は、その株主等との関係でその利益を最大限にするよう行動しなければその責務を果たしていることにならないので、債権者として債務者の企業再生に応じるためには、清算型回収に比してより多くの回収が見込めること、すなわち、債権者としての経済合理性があることが必要となる。

(注) 対象債務者の再生適格要件の判定に当たっては、別紙1「再生適格要件のチェックリスト」を使用している。

4. 企業再生検討委員会

- (1) 企業再生計画作成着手の可否及び企業再生計画の是非に関する判断の専門性及び客観性を確保するため、企業再生に関し専門的な知識や経験を有する外部の弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、企業再生コンサルタント等からなる「企業再生検討委員会」を別に定めるところ(別紙2「企業再生検討委員会設置要綱」参照)によりRCCの企業再生本部長の諮問機関として設置する。
- (2) 企業再生検討委員会は、前項「3. 対象債務者となり得る企業」に係る再生計画等について、企業再生本部長の諮問により、「5. 私的再生の開始」「7. 再生計画案の内容」「8. 再生計画の検証・提示・成立・実行」に関する事項を審議する。
- (3) 企業再生本部長は、「企業再生検討委員会」の委員を委嘱したとき、又は委員の異動があった場合は、文書により、預金保険機構及び金融庁に速やかに報告する。
- (4) なお、現在の企業再生検討委員会の委員は、別紙3「企業再生検討委員会委員名簿」の通りである。

5. 私的再生の開始

- (1) 金融再生法第53条に基づき金融機関からRCCが買い取った債権に係る債務者のうち専門部局である企業再生部で再生に取り組むのが妥当であると判断された事案並びにその他のRCC保有債権等のうち、同部と業務推進部及び回収主管部店が定期的に協議

を行って、債務者の再生可能性、規模、債務額、債権者数、RCCの債権シェア等から判断して専門部局である企業再生部で再生に取り組むのが妥当であると判断された事案については、同部が所管して、債務者と交渉し、債務者の事業の状況を審査して、債務者が上述の企業再生の4要件を有しているかどうかを判断する。

- (2) 企業再生部において企業再生に着手するのが妥当であると判断された事案については、債務者の財務指標や資産評定の信頼性を確認するため、監査法人等専門家によるデューデリジェンスを行わせる。更に、同部の判断の客観性を担保するため、企業再生本部長の諮問機関である「企業再生検討委員会」に企業再生計画作成着手の可否について判定を求める。
- (3) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が可と判定された事案については、債務者にその旨を伝達し、企業再生計画の原案の作成に着手させる。「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が否と判定された事案については、通常の回収事案として、回収所管部店に移管する。

6. 一時停止の合意及び第1回債権者集会

- (1) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が可と判定された場合は、債務者及びRCCは、他の主要債権者の意向を確認した上で、速やかに第1回債権者集会を開催する。
- (2) 第1回債権者集会においては、債務者及びRCCより、債務者の事業及び財務の状況並びに再生の可能性を説明し一時停止の合意を得るとともに、再生計画の合意に向けて債権者間調整を進めることの合意を得る。
- (3) この場合の一時停止措置の内容は、債務者が当初の約定通りの弁済を行なっているケースは少ないため、「与信残高」の維持までは要請しないが、他の債権者との関係における債務者に対する相対的な地位の改善を行わないこと、追加担保の提供は受けないこと、担保権の実行や強制執行等は差し控えること等である。
- (4) 第1回債権者集会は、一堂に会してあるいは持ち回りで行う。
- (5) 一時停止の期間は、再生計画の合意が得られるまで、あるいは、再生計画の合意が得られる見通しがなくなったことを債務者及びRCCが他の債権者に通知するまでの期間である。

7. 再生計画案の内容

- (1) RCCの関与する再生計画案は、次の内容を含むものでなければならない。
 - (i) 経営が困難になった原因
 - (ii) 事業再構築計画の具体的内容(業種・業態によっては、専門コンサルタント等の助言

に基づくことを債務者にRCCより要請する。)

- (iii) 将来の事業見通し(売上・原価・経費)(10年間程度)
- (iv) 財務状況(資産・負債・損益)の将来の見通し(10年程度)
- (v) 資本の再構築計画
- (vi) 資金繰り見通し
- (vii) 債務弁済計画(最長期15年)
- (viii) 経営者責任のあり方

なお、RCCが債務者に提出を要請する主要な書類は、別紙4「債務者に要請する提出書類の概要」の通りである。

- (2) 実質的に債務超過である場合は、原則として再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目途に実質的な債務超過を解消すること。
- (3) 債務免除を含む財務状況の将来の見通しは、別紙5に定める「再生計画における『資産・負債の評価基準』」に基づく資産評定(当該資産評定は、公正な価額により行われていること)による価額を基礎として作成された実態貸借対照表に基づくものでなければならない(法人税法第25条第3項、第33条3項及び第59条第2項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。)
- (4) 経常利益が赤字である場合は、原則として再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目途に黒字に転換すること。
- (5) 債務免除を受けるときは、支配株主の支配権を消滅させるとともに、減増資により既存株主の割合的地位を消滅させるか大幅に低下させる。
- (6) 債務免除を受けるときは、経営者は原則として退任する。債権者やスポンサーの意向により引続き経営に参画する場合も私財の提供などけじめの措置を講じる。
- (7) 再生計画案における権利関係の調整は、正当な理由のない限り債権者間で平等であることを旨とする。

8. 再生計画の検証・提示・成立・実行

- (1) 債務者からRCCに再生計画の提出があった場合は、「RCC企業再生スキーム」に定める基準に合致する再生計画であるかどうかを検証し、必要に応じて債務者と調整する。更に、判断の客観性を担保するため、調整後の再生計画を「企業再生検討委員会」に付議し、同委員会の審議結果を踏まえて、所要の修正を行う。
- (2) 債務者から、第2回債権者集会に先立ち、対象債権者(再生計画の成立時に、権利の変更が予定される債権者で、主要債権者を含む。)に(1)の手続に従って調整・修正した再生計画案を提示し、理解を得るために必要な説明を行う。必要に応じ、RCCからも債権者に対し、理解を得るための説明を行う。
- (3) 第2回債権者集会では、再生計画案に対する質疑応答を行い、必要な意見調整を行う。

- (4) 第2回債権者集会では、対象債権者が再生計画案に対し書面により同意不同意を表明する期限を定める。
- (5) 対象債権者全員が同意を表明した場合は、再生計画は成立し、債務者は再生計画を実行する義務を負い、対象債権者の権利は再生計画の定めにしたがって変更される。
- (6) 必要がある場合は、対象債権者の同意を得て、別に期日を定めて、第2回債権者集会を続行する。
- (7) (4)又は(6)により定めた期日までに対象債権者全員の合意が得られない場合は、「RCC企業再生スキーム」に基づく私的再生手続は終了する。
- (8) 債務者は、再生計画成立後、再生計画の定めにしたがって、その成立後に定期的で開催される債権者集会などにおいて、再生計画の実行状況等を対象債権者に報告しなければならない。

RCCが主要債権者となる場合の債務者については、RCCを中心に、企業再生計画のモニタリングを行う。

なお、モニタリングの結果を受け、債務者が弁済を履行できないなど再生計画に定められた事項を履行できない場合には、主要債権者であるRCCを中心に、対象債権者及び債務者は、再生計画の見直し又は法的再生等の申立について、協議を行い、適切な措置を講じるものとする。

9. 法人税法第25条第3項、第33条第3項及び第59条第2項第3号の適用等に関する確認手続

平成17年度税制改正において、一定の要件を満たす私的整理に係る再生計画により債務免除を受ける場合には、債務者の有する一定の資産について評価損(法人税法第33条第3項)及び評価益(法人税法第25条第3項)の計上、並びに青色欠損金等以外の欠損金を優先して損金に算入(法人税法第59条第2項第3号)する税制措置が新たに講じられた。

これに伴い、債務者が新税制の適用を受けるために、債務者からRCCに要請があった場合には、RCCは法人税法施行令第24条の2第2項第2号に規定する協定銀行として、対象債権者全員の合意が得られた再生計画に従って債務の免除(信託の受託者として行う債務の免除を含む)を行う場合の当該再生計画が、下記に掲げる要件を満たしているかどうかについて確認を行う。

- (1) 本「RCC企業再生スキーム」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 別紙5に定められた「再生計画における『資産・負債の評価基準』」に基づく資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること。また、当該資産評定は公正な価額により行われていること。

- (3) (2)の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対する債務免除をする金額が定められていること。

RCCが企業再生検討委員会の審議を経て確認を行った結果、上記のすべての要件を満たしていると認められるときは、RCCは別紙6に定める様式により、その旨の確認書を債務者に対して交付する。

10. 公表

私的再生計画が成立した場合で、公表により再生に著しい支障が生じるおそれがないと認められるときは、これを公表する。

(注) RCCが再生計画の検証、金融債権者間の調整を受託した場合の取扱い

主要債権者の一人である金融機関からRCCに対し金融債権者間の合意形成のために再生計画の検証、金融債権者間の調整等の委託があった場合、RCCは当該調整を受託する業務を行っているところであるが、RCCが当該調整を受託した場合は、当該金融機関の行う債務処理についても、RCCが自ら取り進める債務処理と同一の基準（「RCC企業再生スキーム」）を適用している。

なお、この場合、RCCが受託者となることに伴う「RCC企業再生スキーム」の5.及び6.についての技術的に必要な読み替え及び「RCC企業再生スキーム」に追加する事項は、それぞれ以下のとおりとする。

（本準則は、今後、RCCの本文書以外の文書においては「RCC企業再生スキームⅡ」と略称する。）

5. 私的再生の開始

- (1) RCCが主要債権者の一人である金融機関から金融債権者間の合意形成のための調整を委託された場合は、企業再生部において委託者と守秘義務協定を締結した上で債務者に関する情報の提供を受け、債務者の再生の可能性等について審査を行う。
- (2) 企業再生部において企業再生に着手するのが妥当であると判断された事案については、債務者の財務指標や資産評定の信頼性を確認するため、監査法人等専門家によるデューデリジェンスを行わせる。更に、同部の判断の客観性を担保するため、企業再生本部長の諮問機関である「企業再生検討委員会」に企業再生計画作成着手の可否について判定を求める。
- (3) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画の着手が可と判定された事案については、

委託者である主要債権者を通じて債務者にその旨を伝達し、企業再生計画の原案の作成に着手させる。「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が否と判定された事案については、受託しないこととする。

6. 一時停止の合意及び第1回債権者集会

- (1) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が可と判定された場合は、委託債権者、債務者及びRCCは、他の主要債権者の意向を確認した上で、速やかに第1回債権者集会を開催する。
- (2) 第1回債権者集会においては、債務者及びRCCより、債務者の事業及び財務の状況並びに再生の可能性を説明し一時停止の合意を得るとともに、再生計画の合意に向けて債権者間調整を進めることの合意を得る。
- (3) この場合の一時停止措置の内容は、「与信残高」の維持、他の債権者との関係における債務者に対する相対的な地位の改善を行わないこと、追加担保の提供は受けないこと、担保権の実行や強制執行等は差し控えること等である。
- (4) 第1回債権者集会は、一堂に会してあるいは持ち回りで行う。
- (5) 一時停止の期間は、再生計画の合意が得られるまで、あるいは、再生計画の合意が得られる見通しがなくなったことを債務者及びRCCが他の債権者に通知するまでの期間である。

11. 金銭信託以外の金銭の信託設定

- (1) RCCが主要債権者の一人である金融機関から金融債権者間の合意形成のための調整を委託された場合には、RCCは対象債権者が希望する場合には、再生計画合意後に、又は同意することを前提とした入札等による債権売却を可能とするため、投資家を募集して、RCCに金銭信託以外の金銭の信託（本信託契約により設定された資金を「RCC金外信託」という。）を設定させる。
- (2) RCC金外信託は、投資家が再生計画の存在を前提に入札等により落札した債権を、信託の受託者として当該投資家のために購入し、管理し、再生計画の実行に必要な債務免除等を実施する。
- (3) RCC金外信託に債権を売却した金融機関で、当該債務者との取引を再開したい者は、RCC金外信託が債務免除した後の残債権額相当額を当該債務者に融資し（リファイナンス）、当該債務者は当該融資金で債権を購入したRCC金外信託に弁済し、投資家はRCCに信託した資金を回収する。

(別紙1) 再生適格要件チェックリスト

担当部・課(班)	
債務者名	

大項目	小項目	小項目の判定	判定コメント	大項目の判定
1.債務者の誠意、意欲	・債務者は、弁済に関し誠意ある姿勢にあるか。			
	・債務者が、関連会社をも含め自らの資産・負債について誠実に開示しているか。			
	・債務者が再生に対し意欲を持っているか。従業員の協力を得られるか。			
2.経済的合理性	<ul style="list-style-type: none"> ・企業再生が債権者にとっても経済合理性が期待出来るか。 ・再生による回収見込額と清算配当額等との比較。(原則…より回収額の多い方式を選択する) 回収の確実性(確率軸と時間軸で検証)を総合的に判断して評価する。 			
3.再建の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業価値(市場競争力)を有するか。 技術力、営業力、商品力、商圏、商権、人的資源、業界動向等の総合評価。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な事業部門で営業利益を計上するなど、債権者の支援により再建の可能性があるか。 着眼項目:法定償却相当額控除後の営業利益>0 (全体又はコア事業で) 借入金残高/EBITDA 等 			
	・必要に応じ、リストラの余地があるか。			
	・スポンサー出現の可能性はあるか。			
4.主要債権者意向等	・再生型処理に対し大口債権者の同調が見込まれるか。			
5.その他債権者の動向	・大口債権者と同調する動きがあるか。			
6.経営責任	・必要に応じ、経営者の交替や私財提供等の経営責任を明確化できるか。			
7.株主責任	・必要に応じ、増減資を実施するなど、既存株主等の株主責任を明確化できるか。			
8.関係会社の透明性	・関係会社を含むグループ全体の財務情報が十分に把握できているか。			
9.RCCの社会的使命との適合性	・当該企業が反社会性を有することはないか。			
10.地域経済への影響	・当該地域経済への大きな影響があるか。			

(別紙2)

企業再生検討委員会設置要綱

制定 平成14年 1月11日

改定 平成16年 8月12日

改定 平成16年12月 7日

改定 平成17年 7月 1日

第1 企業再生検討委員会の設置

- 1 企業再生本部に、企業再生本部長（以下、「本部長」という。）の諮問機関として、企業再生検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 「委員会」は、RCCが取り組む企業再生について、本部長の諮問に応じ、当該債務者の事業の再生の可能性の可否につき中立、公正な立場から判定を行うとともに、可と判定した案件につき、専門的立場より助言等の支援を行う。

第2 企業再生検討委員会の構成

- 1 委員の定数は、15人以内とする。
- 2 委員会は、必要に応じ、部会を設置することができる。
- 3 委員会には、委員長を置く。
- 4 部会を設置する場合は、部会長を置く。

第3 委員の選任等

- 1 委員は、外部の専門知識を有する者から、本部長が委嘱する。
- 2 委員の任期は7月1日から翌年の6月30日迄の1年とし、再任を妨げない。但し、年度途中で就任した委員の任期は、就任後、最初に到来する6月30日までとする。
- 3 委員長及び部会長は、委員のなかから本部長が委嘱する。

第4 委員会及び委員の職務等

- 1 委員会は、本部長の諮問に応じ、RCCが主要債権者である債務者、又は主要金融債権者がRCCに再建計画の検証及び金融債権者間の調整などを委託した債務者につき、債務者の事業の再生が可能であるか否かを判定し、答申する。
- 2 委員会が債務者の事業の再生が可能であると判定し、答申した案件につき、企業再生本部を通じて、担当部署に対し、必要な支援を行う。
- 3 委員は委員長の指名により、個別案件会議に適宜参加し、助言などを行う。

- 4 委員は、委員の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を辞した後も同様とする。
- 5 委員は、その職務につき利害相反が生ずるおそれがある場合には、委員長にその旨を申し出て、その職務を回避しなければならない。

第5 委員会の運営

- 1 委員会は、本部長の要請に基づいて、随時、委員長が召集する。
- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 部会は、本部長の要請に基づき、部会長が召集する。
- 4 部会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
- 5 委員会は、委員会の決議により、あらかじめ部会の決議をもって委員会の決議とする旨定めることができる。但し、再建計画の最終承認については、この限りではない。
- 6 部会長は部会の決議をもって委員会の決議とする場合は、当該部会決議を委員会に報告しなければならない。
- 7 委員会の事務は、企業再生部において行う。

(別紙3)

企業再生検討委員会委員名簿

平成17年7月1日現在

委員	大信田 博之	株式会社KPMG FAS 代表取締役 パートナー
同	小谷 芳正	有限会社小谷不動産鑑定事務所 不動産鑑定士
同	小林 克典	麴町パートナーズ法律事務所 弁護士
同	齋藤 進一	アーンストアンドヤング トランザクションアドバイザーサービス株式会社 マネージング ディレクター
委員長	坂井 秀行	坂井・三村法律事務所 弁護士
委員	新堂 幸司	東京大学名誉教授・弁護士
同	須田 徹	税理士法人トーマツ 理事長
同	中村 慈美	中村慈美税理士事務所 税理士
同	原田 忠和	株式会社ブリヂストン 元代表取締役副社長
同	宮部 義一	三菱樹脂株式会社 顧問
同	山香 芳隆	株式会社日本文字放送 元社長

委員数 11 名

(敬称略、五十音順)

(別紙4)

債務者に要請する提出書類の概要

- (1) 登記簿謄本
- (2) 定款
- (3) 会社の沿革資料および会社案内・パンフレット
- (4) 株主名簿
- (5) 組織図
- (6) 役員・管理職の氏名・略歴資料
- (7) 長期事業計画書
- (8) 直近3期の決算書および税務申告書
- (9) 当該期の試算表
- (10) 当該期の利益計画および実績対比表
- (11) 当該期の資金計画および実績対比表
- (12) 主要な得意先一覧表
- (13) 主要な仕入先、外注先一覧表
- (14) その他 社内諸規定、重要契約写し等必要に応じて申受ける。

(別紙5)

再生計画における「資産・負債の評価基準」

I 基本的な前提条件

1. 支援対象企業について作成された「実態貸借対照表」は、監査法人・公認会計士・税理士等専門家によって行われたデューデリジェンスに基づく公正かつ適正な資産評定に因らなければならない。
2. 不動産については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価または簡易鑑定評価を行い、時価評価された金額をもって実態貸借対照表が作成されていること。
※ 全ての不動産について時価評価すること。
※ 鑑定評価・簡易鑑定評価は複数の鑑定人に依頼することが望ましい。

II 専門家によるデューデリジェンス結果についてRCCとして検証する基準

科目	評価基準
○売上債権 ・受取手形 ・売掛金 ・完成工事未収入金 等	(1)各債権金額から取立不能見込額または貸倒見積額を控除した額を時価とする。 (2)相手先の経営、財政状態等信用力を評価して算定する。(信用力の高い先に対する債権は減算不要) (3)過去の瑕疵に基づく減額率や回収実績等を参考に一定割合を減額控除することも可能。 (4)子会社等の関係会社宛の売上債権は、清算予定会社宛の債権は清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取扱う。
○棚卸資産	(1)[商品・製品] 正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額を時価とする。 (2)[半製品・仕掛品] 製造販売価額から完成までに要する費用、販売費用、完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額を時価とする。 (3)[原材料等] 販売目的の財貨または用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料については、再調達価額を時価とする。 (4)品質低下、陳腐化している棚卸資産、及び大幅な値引きを余儀なくされるものは、予定処分価額にて調整し時価とする。
○販売用不動産	(1)開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産は棚卸資産としてみなし、正味実現可能価額(販売見込額(売価)－アフター・コスト)から販売努力に対する合理的見積利益を控除したものを時価とする。 (2)開発後販売する不動産は開発後の正味実現可能価額から造成・開発原価等今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額とする。 (3)販売可能見込額は、市場価格が存在する場合にはその市場価格とし、存在しない場合は不動産鑑定士の鑑定評価額、一般に公表されている地価又は取引事例価格、及び収益還元価額等の合理的に算定された価額を適用し算定する。
○前払費用	(1)原則として全額減算する。 (2)但し、当該契約解除により現金回収が見込まれるものは回収可能見込額をもって時価とする。 (3)建設業等における「未成工事支出金」は、棚卸資産、前途金、前払費用の複合的性質を有するため、これらの評価方法を複合的に考え時価を算定する。

科目	評価基準
○貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期貸付金 ・ 関係会社短期貸付金 ・ 長期貸付金 ・ 関係会社長期貸付金 	(1)原則として、貸付先の決算書入手等により財務内容を把握し、回収可能性に応じて各債権金額から貸倒見積額を控除した額を時価とする。 (2)金融業等で全貸付先の決算書等入手が困難な場合は、関係会社等貸付金を除いて、一般の売上債権に準じて評価する。 (3)回収可能性が不明確な役員等への貸付金は、原則として全額減算する。 (4)福利厚生のための住宅取得資金等の従業員宛貸付金は、原則として減算不要とする。
○未収入金等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮払金 ・ その他流動資産等 	(1)原則として「売上債権」に準じて評価する。 (2)仮払金のうち、本来費用処理されるべきものは減算する。 (3)経営者等への仮払金は回収の可能性を判断し回収不能見込額を減算する。
○事業用不動産 (含投資不動産、遊休不動産) <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 	○事業継続を前提に、不動産鑑定士による鑑定評価額、簡易鑑定評価額等を時価とする。
○その他償却資産	○市場価格があるものは当該市場価格、市場価格が存在しないものは、再調達価額を求めた上で、当該資産の取得時から評価時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価格、または当該資産から獲得されるキャッシュフローに基づいた収益還元価格。
○リース資産	(1)ファイナンス・リース取引に該当する場合は、未払リース料相当額は負債として計上し、見合として担保権対象としてのリース資産を資産計上させる。 (2)リース資産の時価は「その他償却資産」に準じて評価する。
○無形固定資産	(1)観察可能な市場が存在する場合には市場価格を時価とする。 (2)市場価格がない場合は、専門家による鑑定評価額や取引事例に基づき合理的に算定された価額とする。 (3)類似した資産がなく合理的な評価額を見積もることが出来ない場合には全額減算とする。
○有価証券 (投資有価証券含む)	(1)市場価格がある有価証券は、当該市場価格に基づく価額により評価する。 (2)市場価格がない株式(出資金)は「関係会社株式」に準じて評価する。 (3)市場価格がない社債等の債券は「貸付金」に準じて評価する。
○関係会社株式	(1)市場価格がある有価証券は、当該市場価格に基づく価額により評価する。 (2)市場価格がない場合は財産評価基本通達、「株式等鑑定評価マニュアル」(日本公認会計士協会経営研究調査会)やその他の合理的評価基準に従い算定された価額を時価とする。 (・純資産方式・収益方式・配当方式・比準方式・併用方式等) (3)業況不振先や財務内容が不明な先の株式は原則全額減算する。

科目	評価基準
○その他の投資	<p>(1)敷金: 契約により返還時に当然に控除される額がある場合はその額を除いた金額。また、原状回復費用の見積を控除した価額とする。賃借不動産に担保権が付される場合には、賃借権が担保権に対抗できるか等の問題を考慮し、回収不能額を見積り減算する。</p> <p>(2)建設協力金: 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)においての時価「返済期日までのキャッシュフローを割り引いた現在価値」等により評価する。</p> <p>(3)差入保証金: 貸主の財産状態を勘案し差入保証金の債権金額から貸倒見積額を控除した価額とする。また、営業取引に係る保証金は、「貸付金」に準じて評価した額を適用する。</p> <p>(4)ゴルフ会員権等 ・会員権相場のあるゴルフ会員権は相場をもって時価とする。 ・会員権相場のないゴルフ会員権は、入会金部分については全額減算し、預託保証金は額面金額から貸倒見積額控除後の価額とする。</p> <p>(5)保険積立金: 評価時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額とする。</p>
○繰延資産	○原則として全額減算する。
○繰延税金資産・繰延税金負債	税務上の資産の評価損益の計上、再生計画の内容等に基づき、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号)等に照らして計上額の見直しを行う。
○裏書譲渡手形・割引手形	○割引手形買戻債務を認識し負債計上し、見返り勘定として実際に回収が見込める金額を手形遡及権として資産計上する。
○貸倒引当金	<p>(1)個別引当の設定対象となった債権について、当基準に基づき評価損の計上が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。</p> <p>(2)一般引当について、当基準に基づき引当率算定の見直しが行われ評価損が計上されたときは、一般引当の貸倒引当額を取り崩す。</p>
○退職給付引当金	<p>(1)「退職給付に係る会計基準」に従って設定するが、積立不足額について一時に認識し計上する。</p> <p>(2)中小企業等で合理的に数理計算上の見積を行うことが困難である場合等では、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)による簡便な方法を用いることも可能とする。</p>
○その他の引当金	引当金の設定対象となる資産・負債について当基準に基づき評価の見直しが行われているときは、関連する引当金については取り崩す。
○デリバティブ取引	<p>(1)取引所に上場している取引は最終価格を時価とする。</p> <p>(2)取引所の相場のない非上場取引の時価は、市場価格に準ずるものとして以下のような合理的に算定された価額とする。 ・取引システムでの気配値による方法 ・割引現在価値による方法 ・オプション価格モデルによる方法</p> <p>(3)ただし、ヘッジ取引についてはヘッジ対象資産・負債 について当基準により評価が行われた場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引について当基準により評価する。</p>
○保証債務等	<p>(1)保証債務については、債務者が債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が債務を履行しその履行に伴う求償権が回収不能となる可能性が高い場合、保証債務の総額から、主たる債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見積額を控除した額を負債に計上する。</p> <p>(2)尚、決算以降に保証履行した、または保証履行を請求されている保証債務が有る場合には、当該金額と(1)で算定した必要額の何れか大きい金額を負債に計上する。</p> <p>(3)他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が履行される恐れが高い場合についても、求償権相当額から回収見積額を控除した額を負債に計上する。</p>

(別紙6)

平成●年●月●日

法人税法第25条第3項、第33条第3項及び第59条第2項第3号
の適用等に関する確認書

(住所)

(債務者名)

(代表者名) 殿

株式会社 整理回収機構

代表取締役社長 奥野 善彦

貴社の再生計画に関し、企業再生検討委員会の審議を経て以下の点を確認いたします。

債務者：(住所) (債務者名)

主要債権者：(金融機関名)

確認事項：

- (1) 「RCC企業再生スキーム」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 「RCC企業再生スキーム」別紙5に定められた「再生計画における『資産・負債の評価基準』」に基づく資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること。また、当該資産評定は公正な価額により行われていること。
- (3) (2)の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対する債務免除をする金額が定められていること。

以上